

(別紙様式1)

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 佐賀県
農業委員会名： 江北町農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

ア 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	町ホームページ等で周知している。
改善措置	—
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

ア 作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	総会終了後から平均5日程度を要して作製している。
改善措置	—

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

ア 詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	—
------	---

(4) 議事録の公表

ア 公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	町ホームページ等で周知している。
改善措置	—

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 118 件、うち許可 118 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請受付時に農地基本台帳等との照合及び農業者等の耕作状況の聞き取りを行い、農業委員及び農業委員会協力員等が現地確認調査を行っている。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	許可要件の項目ごとに、適合するか否かを詳細に審議している。			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	118 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0 件		
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録を作成し、町ホームページ等で公表している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	—			

(2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 8 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請受付時に申請書の内容、農地区分及び添付資料等の確認及び地区担当農業委員へ事業施行者等から説明をさせようとして農業委員が周辺農地への支障等について現地調査を行っている。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	転用許可基準に適合するか否かを詳細に審議している。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録を作成し、町ホームページ等で公表している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	—			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数		6 法人
	うち報告書提出農業生産法人数		5 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		1 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人		1 法人
	提出しなかった理由	代表取締役に対し、提出するよう通知・指導を行ったが、提出には至らなかった。	
	対応方針	引き続き、提出するよう通知・指導を実施する。	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		0 法人
	対応状況		

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借筆数 344 筆 公表時期：平成27年4月 情報の提供方法：年度当初に農業委員等へ配布を依頼している。
	是正措置	—
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 244 件 公表時期：平成27年4月 情報の提供方法：農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法による権利設定時において、賃貸借契約を締結する場合の参考資料としている。
	是正措置	—
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 1,100 ha 整備方法：随時 農地基本台帳のデータ更新：総会での審議結果及び住民基本台帳の変更等に基づき、毎月更新している。
	是正措置	—

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定事項

(1年間の処理件数: 126 件、うち許可 126 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	農用地利用集積計画書の受付時に農地基本台帳等との照合及び農業者等の耕作状況の聞き取りを行い、農業委員及び農業委員会協力員等が現地確認調査を行っている。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	各案件ごとに詳細に審議している。			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	126 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0 件		
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録を作成し、町ホームページ等で公表している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	—			

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	無し
農地転用に関する事務	無し
農業生産法人からの報告への対応	無し
情報の提供等	無し
その他法令事務に関するもの	無し

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成28年1月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,080 ha	0 ha	0%
課 題	町内農業従事者の高齢化や農産物価格の下落により、山間部の日当たりが悪く急傾斜で農道に接続しない樹園地や水田など、営農条件が悪く農業経営の採算が取れなくなった農地が耕作放棄地となる恐れがあるため、各関係機関及び地域の関係者等との連携を図り予防につなげたい。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0 ha	0 ha	0%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		8月、2月	39人	9月～10月、3月	
	調査方法	町内全域の農地について、農業委員、農業委員会協力員(農業推進員)及び事務局職員を大字6地区ごとに班編成し、分担して農地の利用状況調査を実施する。			
遊休農地への指導	実施時期: 11月～12月				
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		8月、2月	34人	9月、3月	
	調査方法	町内全域の農地について、農業委員、農業委員会協力員(農業推進員)及び事務局職員を大字6地区ごとに班編成し、分担して農地の利用状況調査を実施する。			
	遊休農地への指導	実施時期: 月～月			
	指導件数: 0件	指導面積: 0ha	指導対象者: 0人		
	遊休農地である旨の通知	件数: 0件	面積: 0ha	対象者: 0人	
農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 0件	面積: 0ha	対象者: 0人		
その他の取組状況					

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	現状として、遊休農地がないため、目標面積には掲げていない。目標としては適当である。
活動に対する評価の案	現在、遊休農地はないが、管理状態が悪い農地が散見される。耕作放棄地の発生防止対策としては、農地の所有者(耕作者)への注意喚起を行い、農地パトロール(年2回)の充実を図ることができた。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	無し
活動の評価案に対する意見等	無し

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	現状として、遊休農地がないため、目標面積には掲げていない。目標としては適当である。
活動に対する評価	現存の耕作放棄地については、農地に復元して利用することが不可能な非農地で解消できない状況であるため、今後国土調査により地目変更等の登記が成される予定であり、その他に遊休農地はない。 耕作放棄地の発生防止対策としては、農地の所有者(耕作者)への注意喚起を行い、農地パトロール(年2回)の充実を図ることができた。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年1月現在)	農家数	535戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	109戸	78 経営	0 法人	0 団体
	農業生産法人数	6法人			
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物価格が低迷するなか、農業従事者の高齢化や兼業化が進行して離農を考えている農家が増加している。 ・集落営農組織のリーダーの育成を図る必要がある。 ・地域において個人担い手と集落営農組織との連携を図る必要がある。 ・集落営農組織の特定農業団体化等については、農用地利用改善団体の設立によるその活動エリア内での出入作等の調整が必要である。 				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成27年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	2 経営	0 法人	0 団体
実 績 ②	▲1 経営	1 法人	0 団体
達成状況 (②/①×100)	0%	100%	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	これ以上の新規認定は見込めない状況であるが、後継者の共同申請や年齢制限の撤廃等制度の見直し内容の周知を図る。	農用地利用改善団体を設立した4組織の特定農業法人への移行については、困難な状況であり現状を維持する。	集落営農組織の特定農業団体への移行については、延長申請しており現状を維持する。
活動実績	制度の見直し内容を周知し掘り起こし活動を行ったが、親から子への経営移譲により認定農業者から認定新規就農者への振替えがあったことから、1経営減となった。	集落営農組織の法人化については、地域の話し合いや設立準備委員会へ農業委員や職員が参画することにより、平成27年度は1団体の設立に至った。	実績なし

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	認定農業者から認定新規就農者への振替えや担い手の減少、集落営農の法人化により、更なる新規認定は望めない状況にあり、目標の達成に至らなかった。	農用地利用改善団体を設立した4組織の特定農業法人への移行については、困難な状況であり現状を維持する。	集落営農組織の特定農業団体への移行については、延長申請しており、平成28年度中に農業生産法人となる計画である。
活動に対する評価の案	制度の見直し内容を周知し掘り起こし活動を行ったが、目標の達成には至らなかった。 【目標を達成していない要因】 ①親から子への経営移譲により	地域の話し合いへ農業委員や職員が参画することにより	-

<p>目標に対する計画の未</p>	<p>①税が減少し、経営改善により認定農業者から認定新規就農者への振替えがあった ②所得要件を達成できない農家が多い</p>	<p>、職員が参加することにより、目標以上に達成できた。</p>	
-------------------	--	----------------------------------	--

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	無し
活動の評価案に対する意見等	無し

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	認定農業者から認定新規就農者への振替えや担い手の減少、集落営農の法人化により、更なる新規認定は望めない状況にあり、目標の達成に至らなかった。	農用地利用改善団体を設立した4組織の特定農業法人への移行については、困難な状況であり現状を維持する。	集落営農組織の特定農業団体への移行については、延長申請しており、平成28年度中に農業生産法人となる計画である。
活動に対する評価	制度の見直し内容を周知し掘り起こし活動を行ったが、目標の達成には至らなかった。 【目標を達成していない要因】 ①親から子への経営移譲により認定農業者から認定新規就農者への振替えがあった ②所得要件を達成できない農家が多い	地域の話し合いへ農業委員や職員が参画することにより、目標以上に達成できた。	-

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年1月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,080 ha	436 ha	39.64%
課 題	作業受託面積まで含めると、水田面積のほとんどが水田経営所得安定対策に加入し、認定農業者及び集落営農組織構成員に集積された状況であるが、経営農地が地域内外に分散している地域においては、農地情報管理システム、地図情報システム等を活用して農地の利用集積を行い、地区内の認定農業者や集落営農組織構成員へ農地の面的集積を促進して農作業の効率化を図る必要がある。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
5 ha	26 ha	520.00%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	地域の農業関係者との連携を強化して貸し手と借り手の利用調整を図る。
活動実績	中間管理事業を活用し、離農者の農地を地域の適切な担い手に集積した。 また、耕作者がいない農地について、農業委員が中心となって借り手を探し、地域の担い手

旧勅大旗

また、新11号が「な」展地に「な」展、展末委員が「な」展と「な」展を採り、地獄の「な」展への権利設定を行った。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	各地域の担い手及び集落営農組織構成員への利用の集積を図ることができ、目標達成となった。
活動に対する評価の案	中間管理事業を活用し、離農者の農地を地域の適切な担い手に集積することにより、地域外への分散を抑止することができた。 また、耕作者がいない農地について、農業委員が中心となって借り手を探し、地域の担い手への権利設定を行うことで、地域外への分散を抑止することができた。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	無し
活動の評価案に対する意見等	無し

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	各地域の担い手及び集落営農組織構成員への利用の集積を図ることができ、目標達成となった。
活動に対する評価	中間管理事業を活用し、離農者の農地を地域の適切な担い手に集積することにより、地域外への分散を抑止することができた。 また、耕作者がいない農地について、農業委員が中心となって借り手を探し、地域の担い手への権利設定を行うことで、地域外への分散を抑止することができた。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年1月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	1,080 ha	0.01 ha	0.00%
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地精通者との連携を深め、農地パトロール等の活動を強化して違反転用の未然防止を図る。 ・違反転用があった場合は、違反転用者及び農地所有者に対する農地への復元に関する指導及び毅然とした対応を行う。 		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0 ha	0 ha	0.00%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・農地パトロールでは違反転用は確認されていないが、違反転用が発見された場合は、違反転用者及び農地所有者等に対する農地への復元に関する指導を行う。 ・転用許可後に地目の変更が成されていない場合は、地目変更登記の指導を行う。 ・違反転用の発生を防止するため、農業委員及び農業委員会協力員との連携を深め、農地パトロール(年2回実施)の強化を図る。
活動実績	<p>農地パトロールを実施し、1件 0.01ha違反転用が発見された。当該案件については、農地転用許可申請を行うよう指導を行い、平成28年度中に実施される見込みである。</p> <p>転用許可申請地の許可後の現地確認調査を行い、地目変更が成されていないものについては、地目変更登記の指導を行った。</p>

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	<p>計画策定時点では違反転用がなく、目標面積は掲げていなかったが、目標としては適当である。</p>
活動に対する評価の案	<p>農地パトロール、転用許可後の現地確認調査の実施により違反転用を発見し、是正に向けて取り組むことができた。</p>

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	<p>無し</p>
活動の評価案に対する意見等	<p>無し</p>

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	<p>計画策定時点では違反転用がなく、目標面積は掲げていなかったが、目標としては適当である。</p>
活動に対する評価	<p>農地パトロール、転用許可後の現地確認調査の実施により違反転用を発見し、是正に向けて取り組むことができた。</p>

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。